

会 議 結 果 概 要 書

士別市議会基本条例第10条第3項の規定に基づき、次のとおりその会議結果について概要を公開いたします。

平成31年3月4日

士別市議会議長 松ヶ平 哲 幸

記

委員会等の名称	予算決算常任委員会			
開催実施日時	平成31年3月4日（月） 午後1時30分～午後2時01分			
開催場所	士別市議会本会議場			
会議議題等	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件の審査について 議案第112号 士別市廃棄物の適正処理及び資源化・再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について 議案第113号 士別市バイオマス資源堆肥化施設条例の一部を改正する条例について 			
委員名 代表者 ◎ 出席者 ○ 欠席者 ×	<u>1 丹 正 臣</u> <u>2 遠 山 昭 二</u> <u>3 井 上 久 嗣</u> <u>4 大 西 陽</u> <u>5 喜 多 武 彦</u> <u>6 国 忠 崇 史</u> <u>7 苔 口 千 笑</u> <u>8 佐 藤 正</u>	◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	<u>9 真 保 誠</u> <u>10 十 河 剛 志</u> <u>11 谷 守</u> <u>12 西 川 剛</u> <u>13 村 上 緑 一</u> <u>14 山 居 忠 彰</u> <u>15 渡 辺 英 次</u> 議長 松ヶ平 哲 幸 副議長 谷 口 隆 徳	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
出席説明員	市長 牧野 勇司 副市長 相山 佳則 総務部長 中舘 佳嗣 市民部長 佐々木幸美	財政課長 丸 徹也 環境生活課長 阿部 淳 環境センター所長 河口 光輝		
会議概要	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件の審査について 士別市廃棄物の適正処理及び資源化・再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例については、原案別表第1を別紙のとおり修正の上、可決すべきものと決定した。 士別市バイオマス資源堆肥化施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決定した。 			

士別市廃棄物の適正処理及び資源化・再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例 修正案

原 案					修 正 案						
別表第1（第29条関係）					別表第1（第29条関係）						
処理区分	手数料の種類	取扱区分	基準単位		金額	処理区分	手数料の種類	取扱区分	基準単位		金額
家庭系廃棄物の処分（収集及び運搬）	一般廃棄物処分手数料	一般ごみ	指定ごみ袋1枚	20リットル	70円	一般ごみ	指定ごみ袋1枚		20リットル	60円	
				30リットル	105円				30リットル	90円	
				45リットル	157.5円				45リットル	135円	
		生ごみ	指定ごみ袋1枚	3リットル	21円	生ごみ	指定ごみ袋1枚	3リットル	21円		
				6リットル	42円			6リットル	42円		
				12リットル	84円			12リットル	84円		
		衛生ごみ	指定ごみ袋1枚	10リットル	15円	衛生ごみ	指定ごみ袋1枚	10リットル	15円		
				20リットル	30円			20リットル	30円		
				30リットル	45円			30リットル	45円		
		その他プラスチック	指定ごみ袋1枚	30リットル	75円	その他プラスチック	指定ごみ袋1枚	30リットル	60円		
				45リットル	112.5円			45リットル	90円		
		粗大ごみ処分手数料	粗大ごみ	重量10kgにつき	基準単位当たり 371円により算出した額（10円未満は切り捨てる）		粗大ごみ処分手数料	粗大ごみ	重量10kgにつき	基準単位当たり 371円により算出した額（10円未満は切り捨てる）	

原 案

家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物の処分(直接搬入)	一般廃棄物処分手数料	粗大ごみを除く廃棄物	重量10kgにつき	基準単位当たり 102円により算出した額 (10円未満は切り捨てる)
粗大ごみ	粗大ごみ処分手数料	粗大ごみ	重量10kgにつき	基準単位当たり 371円により算出した額 (10円未満は切り捨てる)
し尿の処分(収集及び運搬)	し尿収集手数料		10リットルにつき	基準単位当たり53円により算出した額

備考

基準単位未満の端数があるときは、これを基準単位の量とみなして計算する。

修 正 案

家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物の処分(直接搬入)	一般廃棄物処分手数料	粗大ごみを除く廃棄物	重量10kgにつき	基準単位当たり 102円により算出した額 (10円未満は切り捨てる)
粗大ごみ	粗大ごみ処分手数料	粗大ごみ	重量10kgにつき	基準単位当たり 371円により算出した額 (10円未満は切り捨てる)
し尿の処分(収集及び運搬)	し尿収集手数料		10リットルにつき	基準単位当たり53円により算出した額

備考

基準単位未満の端数があるときは、これを基準単位の量とみなして計算する。